【電子版】

2023年 第33号 2023年11月30日

発行:自交総連本部

〒110-0003 東京都台東区根岸2-18-2-201 tel.03-3875-8071

fax. 03-3874-4997

メール <u>info@jikosoren.jp</u> ホームページ→



11・10 中央行動

国交省・厚労省・全タク連と交渉

自交総連は11月10日、中央行動で提出した個人請願書の内容について国交省・厚 労省と交渉を行いました。また11月20日には全タク連交渉を行いました。

安全・安心の確保が最重要と認識している

【2023.11.10 14:00~15:00 国土交通省交渉】

国交省 自動車局旅客課武藤淳一 タクシー事業活性化調整 官他 7 人

組合側 庭和田委員長、德永副委 員長、髙城書記長他11人 (埼玉、東京6人、神奈 川、静岡、福岡、本部)



要 請 事 項

- 1. ライドシェア阻止、規制緩和問題
- (1) 白タク行為である、自家用車をつか (1) 白タク行為を認めるべきではないと ったライドシェアの導入は認められな いとの立場を今後も堅持すること。
- (2) タクシー業界から第一種運転免許 (2) ライドシェアの定義が定まっていな でタクシーを運行する考えが出されて いるが、安心・安全を根底から破壊さ せるのみならず、ライドシェアに道を 開きかねないことから認めないこと。

答 要 口 旨

- いうスタンスは変わらない。安全・安 心の確保が最重要と認識している。
- いが、運行・整備に責任を負う主体を 置かず、運転者のみに責任を負わせる ものを認めるわけにはいかないと考え ている。国土交通省として、安全・安 心を担保するべきということを言い続 ける。

岸田首相から担い手不足、移動の足 の不足といった深刻な社会問題に対応

- (3) 準特定地域の解除にあたっては、一 |(3) 客観的な指定基準がある。その基準 過性の状況にとらわれず、適正な指標 のもと判断すること。
- (4)「改定」地域公共交通の活性化及び|(4)協議運賃制度については、地域の関 再生法で創設されたタクシーの協議運 賃制度を都市部(準特定地域指定解除 後)で活用する場合、既存事業者との 間でどのように不当競争を回避させる のか、国交省としての見解を示すこ ہ طے
- ック・プライシング)は、タクシー労 働者の賃金に大きく影響を与えると同 時にライドシェアにつながりかねず、 さらに利用者に混乱を持ち込み、交通 弱者に対する地域公共交通としての役 割に反することから認可しないこと。
- (6)「定額乗り放題」交通やバスを使っ (6) 道運法第21条に沿い、貸切バスや地 た都市部でのAIオンデマンド交通、折 り畳みバイクを使った「運転代行」な どは、運賃競争を誘発し、公共交通の

するために、バス・タクシー等のドラ イバーの確保、不便の解消にむけた地 域の自家用車・ドライバーの活用など 検討を進めるよう指示を受けている。

国交省としては都市部、観光地、過 疎地など場所によって課題は異なるこ とから、実情を把握したうえで、安 全・安心を大前提として利用者の移動 需要に応えられよう検討していく。

- に沿い、9月にまとめられた実績を基 に適正に指定していく。
- 係者の連携、協働による地域に根差し た輸送サービスの促進や充実のため に、関係者間で協議が調った場合に は、柔軟な料金設定ができるもので10 月1日に施行した。現時点では協議が 調ったものはない。協議会には地方運 輸局長が構成員として参画しており、 既存のタクシー事業者と不当な競争が 起きないよう適切な対応をしていく。
- (5) タクシーの変動運賃制度(ダイナミ (5) あくまで事業者の経営判断に基づく ことが前提であり、その際、総括原価 方式の枠内に収まること、導入に伴う 減収分を労働者へ負担させないことを 要件としている。導入後は定期的にチ ェックを行い、不適切な運用となって いる場合には認可を取り消す。

あくまでタクシーの新たなサービス の1つとして位置づけたもので、確実 に進めていくものでもない。

域のタクシー事業者が運行できない場 合に、期間を限定して許可するものと なっている。

維持や秩序を壊す恐れがあることか ら、規制緩和を認めないこと。

(7) 地理試験撤廃や二種免許取得緩和な ど、安心・安全の確保に逆行するもの については認めないこと。

-地理試験を無くしても良いのか。新| 起こす運転者もいる。またタクシーの ナビ精度の問題もある。

2. 地域公共交通維持のため、乗合タク シー、コミュニティーバス、路線バス 維持の補助金を国の責務として大幅に 増やすこと。また、障がい者や高齢者 がタクシーを利用する際に運賃を補助 する制度を国として設けること。その 際、財源として交通負担税の導入を検 討すること。

-神奈川県松田市でAIオンデマンドを 始めたが、国から補助金が出ている が、どういう制度で補助金が出ている のか。

3. タクシー運賃改定が実施または予定 される地区で、運賃改定時に運転者の 労働条件が確実に改善されるよう指導

地域公共交通会議においての協議を 経て、乗合運行の許可の手続きが必 要。国交省としては、既存のバス・タ クシーの需要を損なうものとならない か実証実験の結果を注視している。

(7) 担い手の確保が重要となっている。 二種免許の取得に対する支援を行って いるので活用してほしい。警察庁と協 議しているのは、受験時の多言語化に ついて調整している。カーナビや地図 アプリなどもあり、ITの発展もふま え時代に即したものを考えるべきか検 討していきたい。

ルートを知らないのは困るが、地理試 人の中にはナビを注視し過ぎて事故を | 験に出てくる細かい道の名前までは知ら なくても良いのではないか。難易度の問 題ではないか。

> 公共交通サービスの維持・確保を図る ため、執行中の令和5年度の予算では、 社会資本整備総合交付金やエリアー括協 定運行事業等の新たな枠組みを含め地域 公共交通のリ・デザインを図るための各 種メニューを措置している。令和6年度 予算では、リ・デザインへの支援として 282億円の概算要求をしている。

> 障がい者や高齢者に対して各自治体が 施行しているタクシー低廉化措置への補 助等に対して国交省として支援を行って いる。引き続き地域住民が安心して移動 ができるよう予算的措置を行っていく。

確認して後日返答する。

運賃改定の趣旨を逸脱する内容が確認 された場合には、地方運輸局を通して必 要な指導を行ってきており、引き続き行 すること。また運賃改定の前後におい て賃金を引き下げるなど改定の趣旨を 逸脱する不当な手法を認めないこと。

-東京の改定から一年たつが、賃下げ を行った事業者も存在することから早 期に指導してもらいたい。フォローア ップはいつになったらやるのか。

-運送収入に対し、根拠のない係数 (0.9585)を乗じて、運送収入を減額す る方法で賃下げ(同歩率でも賃下げ) 提案している事業者は、運輸局に相談 した結果、了承を得たと述べているが 本当か。係数を乗じることを許せば、 運転者負担としてきた手数料や事故損 害金などすべてがその係数で処理され 労働条件の改善にならない。

- 4. 本年4月に施行された改正道路交通 可制度が創設されたが、バス・タクシーが担保されるか見ていくことになる。 一が旅客を乗せる際には、安全確保、 事故対応の為に運転者の乗務を義務づ け、無人の自動運転は認めないこと。
- 5. 貸切バス運転者の労働条件改善のた め、適正な運賃設定とその収受を徹底 し、旅行社等による手数料還元の要求 など不当な圧力を排除すること。ま た、改善基準告示の改正に伴い、貸切 バスの交替運転者配置基準を改正する こと。

っていく。配車アプリ手数料など事業に 必要な経費を審査しており、改定の効果 がしつかり運転者に環元されることが重 要と考えている。

10月末にフォローアップを始めた。運 輸局からタクシー協会にフォローアップ の指示が行き、協会から調査票が各事業 者に届いたのが10月末。その結果を精査 後、年度内には報告していく。

賃金の問題は労使間で決定されるもの なので言及していないと思う。

運賃改定は、運転者の労働条件が趣旨 なので、賃金アップのみならず、運転者 負担の解消もセットとなっている。

フォローアップは、コロナ禍の影響を 受けた数字との対比となるので、コロナ 禍の影響を排除したうえで、賃金が不当 に下げられていないかという視点で、し っかりと見ていく。

安心・安全は重要と考えている。バ 法で、自動運転「レベル4」に相当す|ス・タクシーを自動運転とした場合、無 る自動運転(特定自動運行)に係る許人とするかは、現行制度と比較して安全

> バス運転手の不足は深刻で、労働条件 の改善は非常に重要と考えている。その ため適正な運賃の設定が必要となること から、8月25日に現行の公示方法から基 準額を下限額とする公示方法に見直すと ともに、基準額の引き上げを行い10月1 日から適用となっている。また運賃・料 金の収受については、国交相の通報窓口 への通報、監査、巡回指導により違法な 運賃・料金による運送契約について把握 して是正指導をしている。

手数料については、過大な手数料の

支払いにより、安全コストに影響を及 ぼすような取引きについては、貸切バ スツアー適正取引推進委員会、観光局 とも連携して点検している。

交替運転者配置基準については、24 年4月1日施行までに改正していく。

労働条件変更は、労使の合意が必要

【2023.11.10 15:30~16:30 厚生労働省交渉】

厚労省 政策統括官付労使関係担当 参事官室 片山豪係長、労 働基準局監督課監察中島義 則係長他3人

組合側 庭和田委員長、德永副委員 長、髙城書記長他11人 (埼玉、東京6人、神奈 川、静岡、福岡、本部)



要 請 事 項

- 1. インバウンド需要の回復で営業収入 が向上する一方で、停滞したままの地 域が存在するなど地域間格差も生じて いる。タクシー労働者の最低賃金法違 反が発生していることから、監督を強 化し、違反を是正すること。
- (1) 手待ち時間を労働時間から除外する などの労働時間のごまかしを許さない よう指導すること。
- (2) 歩合給が最低賃金以下になる者を「低営収者」として退職強要などの行為を許さず、雇用の維持を徹底させること。
- (3) 最低賃金の支払いを要求する労働者 や労働組合に対して、解雇や事業所閉

回答要旨

労働関係法令に照らし、違反等が認められた場合には、都道府県労働局において是正含め適切な対応を引き続き行っていく。

- (1) 労働から離れることが保障されていない状態での待機は、労働時間として扱われる。
- (2) 退職勧奨などは違法な権利侵害との 裁判判例がある。判例に照らした啓発 指導を行うことで、適切な労務管理を 企業に対して促している。
- (3) 労働者が労働組合の正当な行為をしたことに対して当該労働者を解雇する

鎖などで脅して要求を取り下げさせる 不当労働行為を許さず、指導するこ と。

(4) 労働者から最低賃金放棄の承諾書を 取るような行為を撲滅させること。

- 2. 全国的にタクシー運賃改定が順次実 施されている。昨年実施の東京の運賃 合には、法の趣旨に沿った対応が必要。 改定については、厚労大臣も構成員で **働環境の改善に適切に反映されている** が求められている。 か継続的に監視を行う」と運賃改定に り、厚労省としても、実施地方におい て運賃改定に乗じて使用者が労働条件 を一方的に引き下げることを許さず、 を行うこと。
- 3. クレジットカードの手数料や事故時 の賠償金・修理代、割引運賃の歩合給 原則となっている。 への反映分など、本来使用者が負担す る制度について、経費を労働者の同意 う。 なく賃金から一方的に控除することの ないよう監督を強化すること。また、 手数料等を歩合給の計算時に営業収入 から引き去るなどの脱法的手法を認め ないこと。

4. 自動車運転者の改善基準告示改正に

ことや、労組の運営に支配介入するこ とは不当労働行為となる。

不当労働行為が行われた場合は、労 働組合は労働委員会で救済命令を申し 立てることができる。最低賃金等に係 わる事例については労働基準監督署に おいて対応している。

(4) 最低賃金放棄の承諾書に労働者が署 名したとしても、その労働契約は無効 となり、最低賃金額へ引き上げられ る。使用者は最低賃金額以上の賃金を 支払わなくてはならない。

賃金体系等の労働条件を引き下げる場

労働契約法の第8条では労使の合意に ある物価問題に関する関係閣僚会議でよることが原則となっており、就業規則 は「政府は、本運賃改定による値上げ」を変更して労働条件を変更する場合には が、タクシー乗務員の賃金水準等の労 労働契約法の第10条で合理的であること

不利益変更を受けた場合は、労基署、 対する対応が示されているところであ | 労働局の総合労働相談コーナーまで相談 してほしい。

労働基準法に違反するものは監督・指 導できるが、労働契約法に抵触するもの 労働条件の改善となるよう監視・指導 は民事ルールとなり、行政には権限がな い。労働契約法の性質上、最終的には司 法の判断となってしまう。

労働基準法において給与の全額払いが

労使で合意された内容であっても、労 べき営業上の経費を労働者に負担させ|働関係法令に反するものは是正指導を行

集団指導なども含めあらゆる機会を通

ついて、改正時には、労働時間短縮の 実効性を確保し得る適切な通達を出 し、使用者に対する周知・指導を徹底 すること。

して周知を行っているところである。

5. 同一労働同一賃金の実効性確保のた め、労働組合からの相談に対しては適 切な対応を行うよう各労働局等に通達 すること。

労働局では、相談者の相談内容をよく 聞き、専門的知識と適切な対応によって 相談者の抱えている問題を正確に把握し て、適切かつ迅速に問題を解決するよう 心がけることとしている。

安全は雇用関係あってこそ守れる

【2023.11.20 11:00~12:00 全タク連交渉】

全タク連 武居利春副会長、神谷俊 広理事長他2人

組 合 側 庭和田委員長、德永副委 員長、髙城書記長、林常 執、冨松常執



要請事項

1. ライドシェア解禁、白タク合法化に ついては反対の姿勢を堅持すること。

-解禁推進派は、タクシーをなくして ている。

回答要 旨

9月27日の事業者大会で「ライドシ エアと称する白タク行為を断固阻止する 決議」をあげている。

改革の旗印にされている。河野太郎氏 も、ライドシェアだけは生き残ればよ がデジタル田園都市、行革推進会議、規 いと考え、なんとしても導入したいと制改革推進会議、デジタル庁、これらを いうことだと受け止めている。その点 束ねる司令塔として、デジタル行財政改 を国民が理解しているのか疑問を感じ 革会議の長となっており大きな権限を持 っている。今回の議論が道路運送法の第 78条の2号、3号で収められないか。

> 国交省は事業者が協力する自家用有償 運送でまとめたいと思っているようだ。

-労働者の処遇や労働条件などが一切 ている。

派遣業者のパソナなども狙っているだ 議論されていないのが大問題だと捉え ろうが、派遣では安全は守れない。タク シー運転者として雇用関係があってこそ 守れると考えている。

> ライドシェアは労働者性の問題もある 中で、厚労省は傍観しているように見え る。国交省だけでなく、厚労省に対して も強い要請をしてもらいたい。

- 2. 危機に陥っている地域公共交通を維 持・発展させるため、地域住民、障が い者や高齢者の輸送にタクシーが貢献 できるよう、国への補助金増額など働 きかけをつよめること。
- 引き続き国へ補助金は求めていく。
- 3. 改正される改善基準告示について、 労働時間短縮の趣旨を理解して、とく に日勤の休息期間は11時間を基本とす るなどの内容を全事業者が遵守するよ う周知徹底をすること。また、さらな る労働環境の改善に向けて早期に見直 し・再改正がされるようにすること。

トラック業界ほどの問題はない。また 営業収入も上がってきており、遵守する よう周知はしている。

また早期に見直しが行われると聞いて いる。

4. 運賃改定実施または予定される地域 においては、運賃改定時のノースライ ド(賃率の引き下げをしない)に加え 運転者負担の解消など、確実に運転者 の労働条件改善が行われるようにする こと。改定後に増収となるよう適切な 需給調整・減車措置を講じて、効率的 な経営を実践すること。 これらの点を事前に労働組合と合意す

改定時はノースライドとするよう会員 には周知はしている。最終的には労使で の協議で決定されることなので、そこま では言及できない。

5. 最低賃金法違反を根絶し、すべての 事業者が確実に最低賃金を支払うよう えている。 指示すること。また、今後の違反を予 防する観点から、最低賃金相当額以上 を固定的給与にするなど、違反が恒常 的に発生しない賃金体系の構築をめざ すこと。

ること。

最低賃金は強制規定なので守るよう伝